

利用料

◇基本利用	月額	4,000円
◇9時前利用	年額	1,000円(*2)
◇延長利用	月額	1,000円
(*2) 9時前利用は利用開始月の月末に引き落とし。		

- 納付方法
- 口座振替登録により、毎月末日に自動引落になります。月末が金融機関の休業日のときは翌営業日です。
- * 国民の祝日に関する法律が改正となった場合、一部日程が変更となることがあります。
- * 引落日の前日までに口座に入金をしてください。
- * 9時前利用・延長利用は、利用の有無に関わらず、申込により、料金が発生します。

●こんなときは？

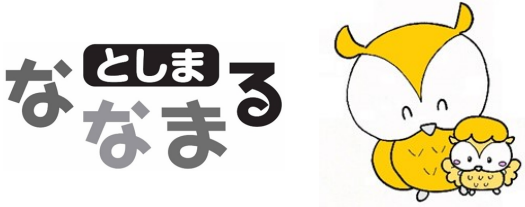
月の途中から利用するとき	1か月分の利用料が発生します。
月の途中で利用をやめるとき	
欠席するとき	学童クラブ在籍中は基本利用料が発生します。

●利用料の減額・免除 基準に該当する方は、申請により利用料が減額または免除されます。

生活保護受給世帯、令和7年度住民税非課税世帯 など	免除
令和7年度住民税均等割課税のみの世帯、令和7年度就学援助認定世帯、同一世帯から2人以上利用している2人目以降の児童 など	5割減額

間食費

月額	1,000円
----	--------



豊島区 教育部 放課後対策課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
☎03-3981-1058
受付時間午前8時30分～午後5時(平日のみ)

豊島区の学童クラブご利用案内 ～令和7年度(2025)利用申請用～

学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由で、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童のために設けられています。集団生活を通してこれらの児童の自立を支援し、健全な育成を図ることを目的としています。



- 区内在住または、当該区立小学校在学の児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況の方です。
1. 働いている(*1)
 2. 病気やけがで療養している
 3. 心身に障害をもっている
 4. 同居の家族の看護・介護をしている
 5. その他、1～4に準ずる状態にある など

(*1) 就労時間・1か月の就労日数などが条件に満たないときは利用できません。
また1～3年生及び障害のある児童と、4年生以上では利用条件が異なります。

学童クラブ名	所在地	電話番号	最寄りの小学校
仰高学童クラブ	駒込5-1-19 仰高小学校内	3949-1307	仰高
駒込学童クラブ	駒込3-13-1 駒込小学校内	3915-2411	駒込
巣鴨学童クラブ	南大塚1-24-10 巣鴨小学校内	3944-4531	巣鴨
清和学童クラブ	巣鴨3-13-12 区民ひろば清和第二内	3910-5417	清和
西巣鴨学童クラブ	西巣鴨2-14-11 区民ひろば西巣鴨第二内	3915-2301	西巣鴨
豊成学童クラブ	上池袋1-18-24 豊成小学校内	3940-4735	豊成
朋有学童クラブ	東池袋4-40-1 朋有小学校内	3987-6904	朋有
朝日学童クラブ	巣鴨5-33-1 朝日小学校内	3940-6068	朝日
池袋第一学童クラブ	上池袋4-28-1 池袋第一小学校内	3916-3441	池袋第一
池袋本町学童クラブ	池袋本町1-43-1池袋本町小学校内	3988-5176	池袋本町
池袋第三学童クラブ	西池袋3-14-3 池袋第三小学校内	5952-0755	池袋第三
池袋学童クラブ	池袋4-23-8 池袋小学校内	3988-5254	池袋
南池袋学童クラブ	南池袋3-5-12 区民ひろば南池袋内	3981-5460	南池袋
高南学童クラブ	高田2-12-7 高南小学校内	3987-1877	高南
目白学童クラブ	目白2-11-6 目白小学校内	3983-6714	目白
長崎学童クラブ	長崎2-6-3 長崎小学校内	5995-6025	長崎
要学童クラブ	要町2-3-20 要小学校内	3974-7397	要
椎名町学童クラブ	南長崎4-30-5 椎名町小学校内	3953-6451	椎名町
富士見台学童クラブ	南長崎1-10-5 富士見台小学校内	3565-2955	富士見台
千早学童クラブ	千早3-33-5 千早小学校内	3974-1665	千早
高松学童クラブ	高松2-57-22 高松小学校内	3974-1020	高松
さくら学童クラブ	長崎6-16-1 さくら小学校内	3956-8177	さくら

*学童クラブは、子どもスキップ施設内にあります。

【授業のある日】

(基本利用)

放課後～午後6時

□土曜日は午後5時まで

午後2時ごろ 下校「ただいま」
健康チェック
自主学習
自由あそび

午後5時 順次帰宅「さようなら」

午後6時～7時 ※延長利用

【学校休業日】

(基本利用)

午前9時～午後6時

□土曜日は午後5時まで

午前8時15分～9時 ※9時前利用

午前9時 「おはよう」
健康チェック
自主学習・読書タイム

午前10時 自由あそび

正午 昼食（お弁当を持参）
自由あそび

午後5時 順次帰宅 「さようなら」

午後6時～7時 ※延長利用

利用時間と
1日の生活



利用申請について

＊年度途中からの利用も可能です。
申請から利用開始までに約2週間かかります。

申請書類配布	令和6年11月1日（金）から
配布場所	各学童クラブ ＊一部書類は11月1日以降に豊島区HPよりダウンロード可 - 学童クラブから説明を聞き、記入上の注意等を確認してください。 - 別紙「学童クラブ利用条件について」を確認してください。
一括申請期間	令和6年度 在籍者：令和6年11月9日(土)～12月7日(土) 令和7年度 新規利用希望者：令和7年1月4日(土)～1月18日(土) 令和7年4月1日から利用希望の場合は、一括申請期間内に申請してください。期間後の申請の場合、4月中からの利用ができない場合があります。
申請書類提出場所	利用希望の学童クラブ（1か所のみ） - 新規利用希望者は、書類受付時に利用児童・保護者の面談があります。予め電話で利用希望の学童クラブ（1ページ参照）に受付予約をしてください。 ＊令和6年度利用中で令和7年度も利用を希望する方は、豊島区HPより電子申請（東京共同電子申請・届出サービス）も可能です。
提出書類 ＊書類不備がある場合、受付できません。	①豊島区子どもスキップ学童クラブ利用申請書 ②就労証明書（ <u>証明日が令和6年11月1日以降のもの</u> ） - 事由が就労以外のときは、その事実がわかる書類（申立書＋診断書、保護者の在学証明書など） - 障害のある児童については、他にも必要書類があります。詳細は各学童クラブ・放課後対策課へ問い合わせてください。
通 知	3月上旬（予定） - 書類審査を経て「学童クラブ利用決定通知」を郵送します。 - 希望の施設が混み合った場合等、第一希望の学童クラブに入会できないことや、待機となる場合があります。
備 考	- 利用条件にあてはまらなくなったり、事実と異なる申し立てをしたときは、利用承認を取り消すことがあります。 - 令和6年度在籍者で学童クラブ利用料の未納がある場合、利用承認できません。 - 育児休業中で5月以降に復職予定の方など、利用開始希望日が5月以降の方は、一括申請期間の申し込みはできません。利用開始希望月の前月から申請できます。

◇学童クラブでの書類配布、及び受付時間

平 日 ：午前11時45分～午後5時30分
 土 曜 日 ：午前9時30分～午後5時
 学校休業日 ：午前9時30分～午後5時30分
 日曜日・祝日：書類配布、受付はできません

＊ご不明な点は、各学童クラブへ
受付時間内に直接問い合わせてください。



□対象学年：全学年

□実施施設：全22か所学童クラブ

□延長時間：午後6時～午後7時（平日のみ）

□利用条件：①保護者の就労時間（通勤時間含む）が午後6時を過ぎること
②保護者が午後7時までに迎えにくること

□対象学年：全学年

□実施施設：全22か所学童クラブ

□延長時間：午前8時15分～午前9時（土曜日・学校休業日のみ）

□利用条件：保護者の就労時間（通勤時間含む）が午前9時より前であること

日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
感染症等の流行、災害の発生等により休業になる場合があります。

連絡帳などで出欠や帰宅時間の予定などを確認して管理します。
また、ICタグを導入したセキュリティシステム「ミマモルメ」で、入室・退室の時間を保護者にメールでお知らせします。
※小学校でも1～3年生を対象にミマモルメを導入しています。（4～6年生は希望制）

延長利用
＊申請が必要です。

9時前利用
＊申請が必要です。

休業日

帰宅時間等の
管理